

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成12～16年度）

（単位：百万円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合計	90,156,212	90,390,211	88,221,802	101,252,598	93,020,560
I 社会保険料	54,969,440	56,125,696	55,878,434	54,630,178	53,754,121
事業主拠出	28,310,569	28,653,657	28,405,372	27,250,489	26,225,584
民間事業主拠出	23,154,013	23,511,410	23,334,507	22,275,300	21,323,333
公的事業主拠出	5,156,556	5,142,247	5,070,865	4,975,189	4,902,251
被保険者拠出	26,658,872	27,472,038	27,473,062	27,379,688	27,528,537
被用者拠出	20,570,291	20,933,815	20,707,898	20,389,369	20,456,230
自営業者及び年金受給者拠出	6,088,581	6,538,224	6,765,163	6,990,319	7,072,308
II 税	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318	28,636,919
普通税	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318	28,636,919
国	19,706,578	20,707,501	20,552,001	21,141,503	21,701,236
地方	5,511,781	5,984,660	6,162,014	6,643,815	6,935,682
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	9,968,412	7,572,355	5,629,353	18,837,102	10,629,519
資産収入	6,497,578	4,346,421	1,612,356	15,222,875	7,000,469
その他	3,470,834	3,225,934	4,016,997	3,614,227	3,629,050
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比

（単位：％）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合計	△ 7.15	0.26	△ 2.40	14.77	△ 8.13
I 社会保険料	0.80	2.10	△ 0.44	△ 2.23	△ 1.60
事業主拠出	△ 0.41	1.21	△ 0.87	△ 4.07	△ 3.76
民間事業主拠出	△ 0.38	1.54	△ 0.75	△ 4.54	△ 4.27
公的事業主拠出	△ 0.53	△ 0.28	△ 1.39	△ 1.89	△ 1.47
被保険者拠出	2.11	3.05	0.00	△ 0.34	0.54
被用者拠出	0.84	1.77	△ 1.08	△ 1.54	0.33
自営業者及び年金受給者拠出	6.62	7.39	3.47	3.33	1.17
II 税	2.25	5.84	0.08	4.01	3.06
普通税	2.25	5.84	0.08	4.01	3.06
国	1.03	5.08	△ 0.75	2.87	2.65
地方	6.90	8.58	2.96	7.82	4.39
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△ 44.32	△ 24.04	△ 25.66	234.62	△ 43.57
資産収入	△ 55.00	△ 33.11	△ 62.90	844.14	△ 54.01
その他	0.13	△ 7.06	24.52	△ 10.03	0.41
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

（注）第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高 齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺 族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障 害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、障害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象（傷病で休職中の所得保障を含む）	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家 族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失 業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住 宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

OECD 基準の 社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来からILO基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが1996年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。

一方、やや範囲が異なるがOECD基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECDの推計結果を掲載しているところである。

OECD基準の社会支出は、ILO基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD 基準による我が国の社会支出

OECD 基準による我が国の社会支出は、2003 年度で 91.9 兆円である。政策分野別にみると、高齢が最も多く 42.9 兆円（46.7%）、次いで保健 30.4 兆円（33.1%）、遺族 6.3 兆円（6.8%）の順になっている。

社会支出の対前年度伸び率は 1.0%、対国内総生産比は 18.6% となっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

(単位：億円)

	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	305,240 (40.3)	324,115 (41.3)	334,781 (41.5)	373,474 (44.1)	396,779 (44.9)	419,951 (46.2)	429,044 (46.7)	2.2
遺族	54,971 (7.3)	56,708 (7.2)	58,423 (7.2)	59,814 (7.1)	61,129 (6.9)	61,947 (6.8)	62,780 (6.8)	1.3
障害、業務災害、傷病	33,116 (4.4)	33,253 (4.2)	31,689 (3.9)	33,050 (3.9)	39,020 (4.4)	39,310 (4.3)	39,202 (4.3)	△ 0.3
保健	293,264 (38.7)	296,885 (37.9)	304,066 (37.7)	297,657 (35.1)	305,676 (34.6)	299,071 (32.9)	303,932 (33.1)	1.6
家族	27,894 (3.7)	28,751 (3.7)	29,766 (3.7)	32,588 (3.8)	35,272 (4.0)	36,663 (4.0)	36,849 (4.0)	0.5
積極的労働政策	15,639 (2.1)	13,207 (1.7)	14,732 (1.8)	14,653 (1.7)	14,416 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	3.4
失業	21,364 (2.8)	24,127 (3.1)	26,005 (3.2)	28,272 (3.3)	23,221 (2.6)	28,926 (3.2)	22,201 (2.4)	△ 23.2
住宅	— (—)	—						
生活保護その他	6,734 (0.9)	7,072 (0.9)	7,575 (0.9)	8,004 (0.9)	8,394 (0.9)	9,107 (1.0)	9,703 (1.1)	6.5
合計	758,222 (100.0)	784,118 (100.0)	807,037 (100.0)	847,512 (100.0)	883,906 (100.0)	909,375 (100.0)	918,598 (100.0)	1.0
国民所得比	19.8%	21.0%	22.0%	22.8%	24.5%	25.6%	25.6%	0.28
国内総生産比	14.9%	15.6%	16.3%	16.9%	18.0%	18.6%	18.6%	0.03

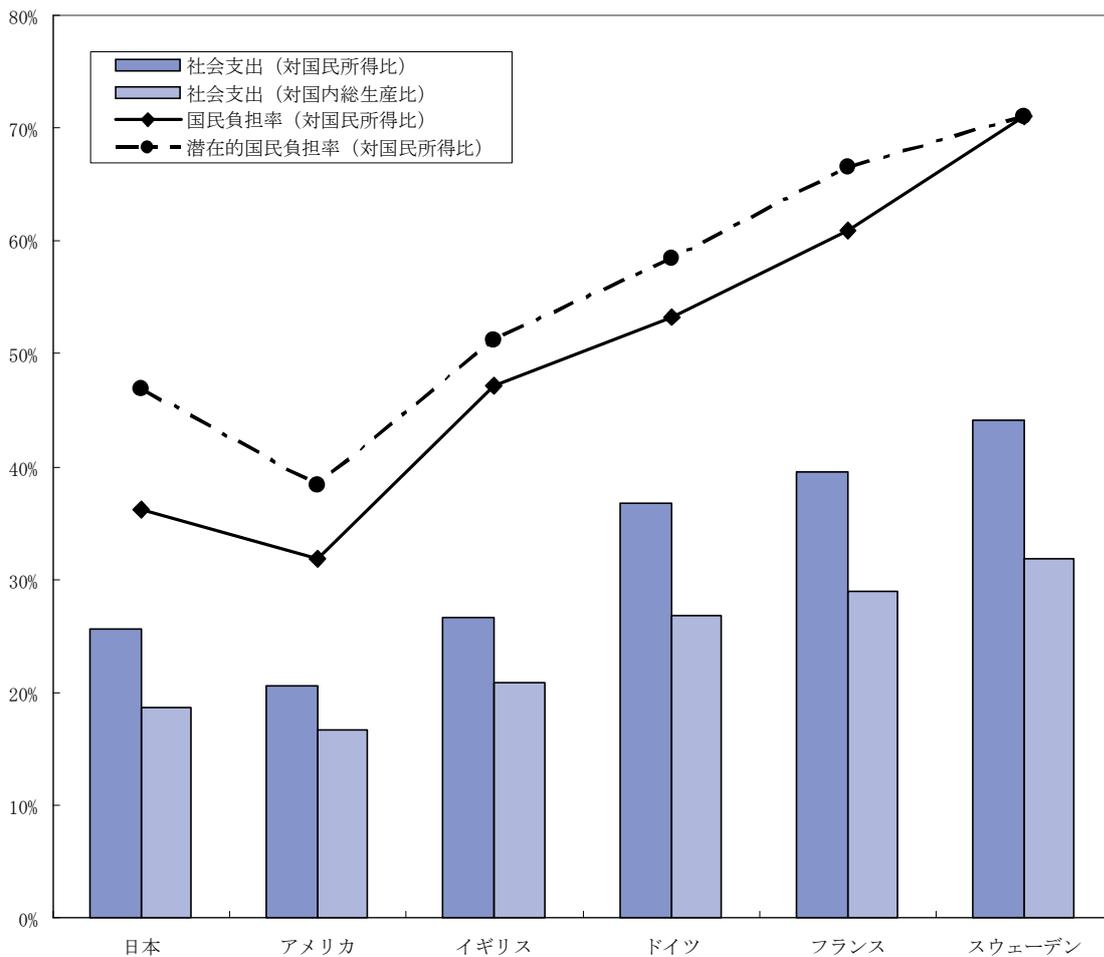
(注)

1. () 内は構成割合である。
 2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位：%ポイント)である。
- (資料) OECD Social Expenditure Database 2006による。

OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に（潜在的）国民負担率についても、同様の傾向が見られる。（参考図1）

参考図1 社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2003年）



参考表2 社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2003年）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出(対国民所得比)	25.63%	20.50%	26.66%	36.77%	39.77%	44.14%
社会支出(対国内総生産比)	18.61%	16.59%	20.83%	26.72%	29.08%	31.86%
国民負担率(対国民所得比)	36.2%	31.8%	47.1%	53.3%	60.9%	71.0%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	46.9%	38.3%	51.2%	58.4%	66.5%	71.1%

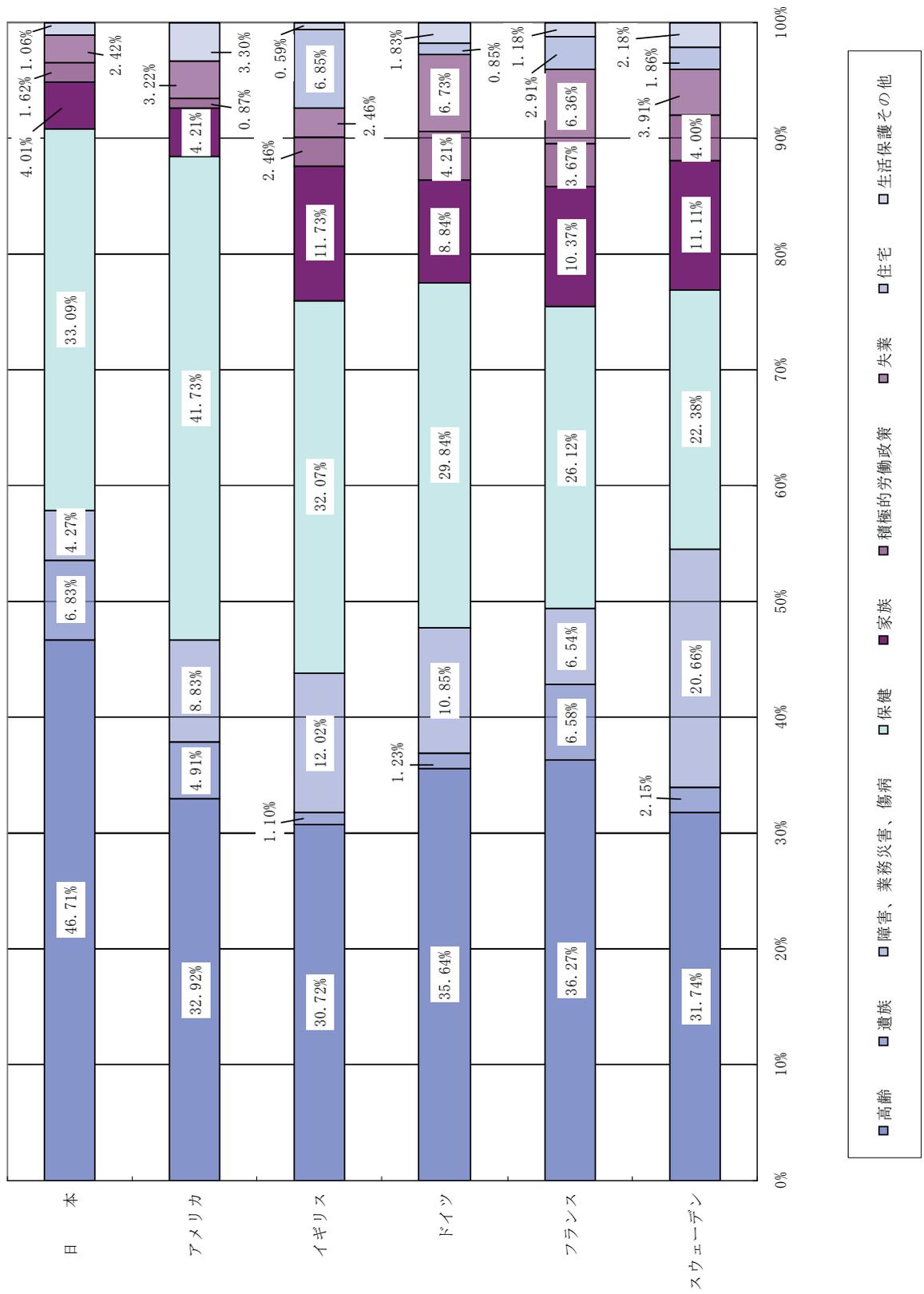
(注) (潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。

(資料) 諸外国は、OECD Social Expenditure Database 2006による。

(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)

日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成18年版国民経済計算年報」による（以下同じ）。（潜在的）国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2003年）



参考表 3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2003 年)

	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日 本	11.97%	1.75%	1.09%	8.48%	1.03%	0.42%	0.62%	-	0.27%	25.63%
アメリカ	6.75%	1.01%	1.81%	8.55%	0.86%	0.18%	0.66%	-	0.68%	20.50%
イギリス	8.19%	0.29%	3.21%	8.55%	3.13%	0.66%	0.66%	1.83%	0.16%	26.66%
ドイツ	13.10%	0.45%	3.99%	10.97%	3.25%	1.55%	2.48%	0.31%	0.67%	36.77%
フランス	14.42%	2.62%	2.60%	10.39%	4.13%	1.46%	2.53%	1.16%	0.47%	39.77%
スウェーデン	14.01%	0.95%	9.12%	9.88%	4.91%	1.77%	1.72%	0.82%	0.96%	44.14%

参考表 3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2003 年)

	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日 本	8.69%	1.27%	0.79%	6.16%	0.75%	0.30%	0.45%	-	0.20%	18.61%
アメリカ	5.46%	0.82%	1.47%	6.92%	0.70%	0.14%	0.54%	-	0.55%	16.59%
イギリス	6.40%	0.23%	2.50%	6.68%	2.44%	0.51%	0.51%	1.43%	0.12%	20.83%
ドイツ	9.52%	0.33%	2.90%	7.97%	2.36%	1.12%	1.80%	0.23%	0.49%	26.72%
フランス	10.55%	1.91%	1.90%	7.59%	3.02%	1.07%	1.85%	0.85%	0.34%	29.08%
スウェーデン	10.11%	0.69%	6.58%	7.13%	3.54%	1.27%	1.24%	0.59%	0.70%	31.86%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義 (注1)	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費、在宅福祉事業費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data fileの公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2006の公的支出総額より、(財)医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。なお、当該資料における直近数値は2003年度である
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び家族を支援するために給付される現物給付（サービス）に当てる支出を計上 就学前教育費(2006edより追加)	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上
生活保護その他 (注2)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被害者の給付

(注)

1. OECD 定義とはOECD Social Expenditure database 2006ed の基準である。
2. OECDの英語表示で最後の政策分野は「他の政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。